

令和5年5月臨時会

# 富士山南東消防組合議会会議録

令和5年5月24日

富士山南東消防組合議会

## 令和5年富士山南東消防組合議会5月臨時会会議録目次

(5月24日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○議席の指定	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	4
○富士山南東消防組合議会議長の選挙	4
○報第 2号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）	5
○議第10号 工事請負契約の締結について（（仮称）中郷分遣所建替工事）	6
○議第11号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について	8
○閉会の挨拶	9
○閉会の宣告	10
○署名議員	10

## 令和5年富士山南東消防組合議会5月臨時会会議録

### 議 事 日 程

令和5年5月24日（水曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 富士山南東消防組合議会議長の選挙
- 日程第 5 報第 2号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 6 議第10号 工事請負契約の締結について（（仮称）中郷分遣所建替工事）
- 日程第 7 議第11号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 富士山南東消防組合議会議長の選挙
- 日程第 5 報第 2号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 6 議第10号 工事請負契約の締結について（（仮称）中郷分遣所建替工事）
- 日程第 7 議第11号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について

---

### 出席議員（10名）

1番	川原章寛	2番	鈴木文子
3番	井出春彦	4番	植松英樹
5番	藤江康儀	6番	佐野淳祥
7番	横山雅人	8番	二ノ宮善明
9番	井出悟	10番	大橋勝彦

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者

管 理 者 長	豊岡 武士	副 管 理 者 長	村田 悠
管 理 者 長		副 管 理 者 長	
副 管 理 者 長	池田 修	消 防 長	羽田 浩二
副 管 理 者 長		消 防 長	

消防次長兼  
総務課長 鈴木清明 三島消防署長 北山 静  
裾野消防署長 高村新一 長泉消防署長 下山和典  
予防課長 関 智勝 警防救急課長 漆畑英夫  
通信指令課長 渡辺光明

---

#### 議会事務担当職員

書記長 室伏郷志 書記 大西保信  
書記 渡邊 詳

---

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○副議長（二ノ宮善明） 皆さん、こんにちは。

人事が一新したということ、そして三島市議会選出の富士山南東消防組合議会議員の改選後、初めての議会でございます。そこで、現在議長が空席となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長が選出されるまでの間、暫時議長の職を務めさせていただきますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和5年富士山南東消防組合議会臨時会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○副議長（二ノ宮善明） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○副議長（二ノ宮善明） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告を申し上げます。

本日の議事日程は、皆様のお手元に配付した日程のとおりでございます。

---

◎議席の指定

○副議長（二ノ宮善明） これより日程に入ります。

日程第1 議席の指定を議題といたします。

このたび新たに三島市から選出されました5名の議員の議席を会議規則第4条第1項の規定により、川原章寛議員の議席は1番に、鈴木文子議員の議席は2番に、藤江康儀議員の議席は5番に、佐野淳祥議員の議席は6番に、横山雅人議員の議席は7番にそれぞれ指定いたします。

---

◎会期の決定

○副議長（二ノ宮善明） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（二ノ宮善明） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○副議長（二ノ宮善明） 次に、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、副議長の私より、3番 井出春彦議員、6番 佐野淳祥議員の両議員を指名いたします。

両議員、よろしく願いいたします。

---

#### ◎富士山南東消防組合議会議長の選挙

○副議長（二ノ宮善明） 次に、日程第4 富士山南東消防組合議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（二ノ宮善明） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（二ノ宮善明） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は副議長において指名することに決定いたしました。

それでは、富士山南東消防組合議会議長に2番 鈴木文子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました2番 鈴木文子議員を富士山南東消防組合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（二ノ宮善明） 御異議なしと認めます。よって、2番 鈴木文子議員が富士山南東消防組合議会議長に当選されました。

ただいま富士山南東消防組合議会議長に当選されました鈴木文子議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

鈴木文子議員、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

〔鈴木文子議員登壇〕

○議員（鈴木文子） ただいまは議員皆様の御推挙を賜り、富士山南東消防組合議会議長の就任をさせていただくことになりました鈴木でございます。

改めまして、その重責に身の引き締まる思いでいっぱいです。微力ではありますが、2市1町20万余の市民、町民の生命、身体、財産を守るため、なお一層の消防力向上を目指し、取り組んでまいりたいと思っております。議員の皆様、また豊岡管理者をはじめとした当局の皆様、そして事務局の皆様の御協力を切にお願いをいたしまして、甚だ簡単ではありますが、議長就任の挨拶に代えさせていただきたいと存じます。

本日は誠にありがとうございます。また、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○副議長（二ノ宮善明） 鈴木議長、ありがとうございました。

以上で議長の職を解かせていただきます。後の進行につきましては、鈴木議長にお任せいたします。皆様方の御協力、誠にありがとうございました。

それでは、鈴木議長、こちらの議長席にお着きください。

---

#### ◎報第2号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（鈴木文子） それでは、日程第5 報第2号 専決処分の報告についての報告を行います。

本件について当局からの報告を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） それでは、報第2号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

これは、昨年9月28日4時30分頃、立入検査実施のため職員が水槽付消防ポンプ自動車にて長泉町下土狩地先を訪問し、当該立入検査終了後、三島市内で発生した救急事案の支援活動の出動指令を受け緊急出動した際、敷地内の溜桝の鉄蓋上を同車両が通過したことにより当該鉄蓋に損傷を与えたもので、修繕に要しました費用20万1,366円を当組合が負担することで示談が調いまして、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により本年3月24日に専決処分いたしました。

その損害賠償は保険により対応させていただきましたが、修理する溜桝の鉄蓋が既製品ではないため、保険契約会社の公益社団法人全国市有物件災害共済会と損害賠償の相手方とでこの仕様について折り合いがつくまでに時間を要したため、本年3月に専決したものです。

以上、併せて御報告申し上げます。

○議長（鈴木文子） 報告が終わりました。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につきおおむね3分をめぐとすることになっております。整理して発言をお願いします。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

---

◎議第10号 工事請負契約の締結について（（仮称）中郷分遣所建替工事）

○議長（鈴木文子） 次に、日程第6 議第10号 工事請負契約の締結について（（仮称）中郷分遣所建替工事）を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） ただいま上程になりました議第10号 工事請負契約の締結について、提案の要旨を申し上げます。

これは、昭和49年に建築して以降49年が経過し、老朽化している三島消防署中郷分遣所の建替えをしようとするものであります。平成28年の富士山南東消防組合設立前に策定いたしました三島市、裾野市及び長泉町広域消防運営計画の施設整備計画及び令和2年度に策定いたしました富士山南東消防組合公共施設等総合管理計画に基づく施設整備事業でございます。

当該分遣所には、消防ポンプ自動車のほか救急自動車を配備するなど消防力の充実強化を図ることを目的といたしております。

詳細につきましては消防長から御説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） それでは、議第10号 工事請負契約の締結について、詳細について御説明申し上げます。

これは現中郷分遣所を解体し、消防ポンプ車及び救急車を配備できる庁舎を現在地に新たに建設するものであります。

工事の概要といたしましては、現中郷分遣所の解体工事のほか電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む建築工事一式で、敷地面積1,012.74平方メートルに鉄骨造り2階建て、延べ床面積607.85平方メートルで、事務室、出動準備室、救急消毒室、個室仮眠室など消防庁舎として必要となる基本的な設備を整備いたします。

なお、工期は、令和6年9月30日までとするものです。

本案につきまして、本年5月10日に制限付一般競争入札に付したところ4社の応札があり、三



島市文教町1丁目5番15号、加和太建設株式会社が落札、契約金額4億7,630万円で同日付仮契約を締結いたしました。この契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約に該当することから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、建物関係図及び応札の状況につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のうえ、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

本件について質疑の通告がありますので、発言を許します。

7番 横山雅人議員。

○議員（横山雅人） 議第10号 工事請負契約の締結について（（仮称）中郷分遣所建替工事）について、まず建築資材の高騰による場合の請負代金額についてお伺いいたします。

慢性的な職人不足、電気料金の高騰、半導体不足、ウクライナ情勢等により、今後も屋根材、外壁材、ベニヤ、内装材等の値上げがあるように聞いております。請負契約後に建築資材の高騰が起こった場合、請負代金額の変更はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木文子） 鈴木消防次長。

○消防次長兼総務課長（鈴木清明） 建築資材の高騰による場合の請負金額についてお答えいたします。

富士山南東消防組合が行う契約、建設工事の執行に関して必要な事項を定める規定といたしまして、富士山南東消防組合契約規則及び富士山南東消防組合建設工事執行規則がございます。

請負金額の変更は、契約規則において、契約の締結後に必要があると認められたときは契約金額を変更できる旨規定され、また建設工事執行規則では、管理者または受注者は請負契約締結の日から12か月を経過した後に、日本国内における物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めた場合は、相手方に対して請負代金額の変更を請求することが規定されております。

議員御質問の建築資材が高騰し、請負代金額の変更が必要となる場合は、組合例規に基づき適切に対処してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 横山議員。

○議員（横山雅人） ありがとうございます。

富士山南東消防組合契約規則並びに建設工事執行規則に規定されているということ、理解いたしました。請負代金額の変更が生じる場合は規則に則り協議し、対応をお願いいたします。

次に、建築資材の納期遅延による工期延長についてお伺いいたします。

まだ半導体不足による一部建築資材の納期に時間がかかっているように聞いております。建築資材の納期遅延による工期の変更はありますでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木文子） 鈴木消防次長。

○消防次長兼総務課長（鈴木清明） 建築資材の納期遅延による工期延長についてお答えいたします。

工事延長につきましては、先ほど答弁いたしました契約規則及び建設工事執行規則において、履行期限の延長、受注者の請求による工期の延長として規定されており、契約規則では、天災その他やむを得ない理由により期限までに履行できない場合、契約の相手方が書面により期限の延長を管理者に申請しなければならないとされます。建設工事執行規則では、天候の不良その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事が完成することができないときは、受注者は工事の延長を請求できるとされており、受注者から申請、請求の事由を確認し対応することとなります。

なお、本工事請負契約の履行期限は令和6年9月30日であり、今後1年以上の期限があることから社会情勢を注視するとともに、受注者及び覚書に基づき事務支援をいただいております三島市関係部局と連絡を密にし、必要が生じた場合は関係規則に則り適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 横山議員。

○議員（横山雅人） ありがとうございます。

こちらにも契約規則、執行規則に規定されているとのこと、理解いたしました。中郷地域の安心・安全のために早期に使用が開始できるようにお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 以上で通告者による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ討論を終わり、これより議第10号 工事請負契約の締結について（（仮称）中郷分遣所建替工事）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第10号は原案どおり可決されました。

---

### ◎議第11号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について

○議長（鈴木文子） 次に、日程第7 議第11号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

羽田消防長。

○消防長（羽田浩二） それでは、議第11号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について提案要旨を御説明申し上げます。

これは、静岡県市町総合事務組合の構成団体に新たな一部事務組合を加えることに伴い、組合同規約の一部を変更するもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容につきましては、下田市、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町及び賀茂郡西伊豆町により構成する南伊豆地域清掃施設組合が議会の議員、その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務を共同処理していくため新たに静岡県市町総合事務組合に加入することに伴い、構成団体等を定めている組合同規約を改めるものであります。

なお、施行日につきましては、静岡県知事の許可の日からといたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより議第11号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 議第11号について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第11号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ討論を終わり、これより議第11号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを採決をいたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第11号は原案どおり可決されました。

---

### ◎閉会の挨拶

○議長（鈴木文子） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 令和5年富士山南東消防組合議会5月臨時会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

富士山南東消防組合議会5月臨時会を招集させていただき、御提案いたしました各議案等につきまして慎重に御審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございました。

先ほど議長の改選が行われたところではありますが、新たに御就任されました鈴木議長におかれましては心より祝意を表しますとともに、今後とも消防行政進展のため、お力を賜りますようお願い申し上げます。

5月に入り、各地で地震が発生いたしております。5月5日には石川県能登地方、11日には千葉県南部、14日には八丈島近海を震源とする地震が続いているところでございます。消防組合といたしましては、常に有事に備え、住民の生命、身体、財産を守るため、緊張感を持って業務に努めてまいります。議員の皆様方には、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、今後とも消防行政進展のため、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。臨時会閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木文子） これをもちまして、令和5年富士山南東消防組合議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和5年5月24日

議 長 鈴 木 文 子

副 議 長 二ノ宮 善 明

署 名 議 員 井 出 春 彦

署 名 議 員      佐 野 淳 祥